

令和8年度
福岡市ヴィーガン等食の多様性対応推進事業
業務委託仕様書
(企画提案時)

令和8年8月

福岡市

本仕様書は「令和8年度福岡市ヴィーガン等食の多様性対応推進事業業務委託」（以下「本業務」という）の契約締結に必要な仕様を定めるものである。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

令和8年度福岡市ヴィーガン等食の多様性対応推進事業業務委託

2 業務の趣旨・目的

ヴィーガン、ベジタリアン、ムスリム（ハラール）（以下、「ヴィーガン等」という）に対応できる飲食店の拡充に向けた支援や国内外に向けたプロモーション等を行うことで、様々な国・地域からの来訪者等が本市において観光を楽しむことができる環境の充実を図る。

3 提案限度価格

22,333 千円（上限額、消費税及び地方消費税を含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

4 業務の概要

本業務は、2で示した目的を達成するために、以下に示す(1)～(5)及びその他の事務に関する業務について委託するものである。

- (1) 全体業務関連
- (2) 飲食店支援及びB to Bイベントの開催
- (3) 国内外への情報発信
- (4) ヴィーガン等をテーマとしたファムトリップの企画及び運営
- (5) その他追加提案

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 業務の内容等

(1) 全体業務関連

①業務内容

- ・本仕様書7以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(5)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて取り組むこと。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。
- ・(2)～(5)の業務において英語による成果物を制作する際は、機械的に日本語を翻訳するのではなく、必ずネイティブチェック等により、ターゲットの視点に立った伝わりやすい表現とすること。

②提案事項

- ・事業の全体スケジュールや実施体制を提案すること。
- ・個人情報の管理をはじめセキュリティ体制を強化するための手法について具体的に提案すること。

(2) 飲食店支援及び B to B イベントの開催

①業務内容

ア 募集

本事業においてヴィーガン等対応の個別支援や情報発信を希望する飲食店を募集すること。なお、募集により新たに事業に参画する飲食店は、30店舗を目標とする。

イ 飲食店個別支援

本事業に参画する飲食店のヴィーガン等対応のための支援を行うこと。支援にあたっては、ヴィーガン等対応の専門家の意見を聞きながら取り組むこと。

- i) 飲食店へヒアリングを行い、ヴィーガン等メニューの新規開発やメニュー数の拡充、接客対応のためのアドバイスをを行うこと。
- ii) 「ブラッシュアップサポートツール」(以下、「サポートツール」という。)を周知し、活用を促すこと。また、幅広い業態でも活用できるよう、サポートツールに屋台等の限られた調理環境でも提供可能なメニュー数品を新たに追加すること。このほか、サポートツールを必要に応じて改訂すること。

(URL <https://fuk-univ.city.fukuoka.lg.jp/supporttool/#supporttool>)

ウ ヴィーガン等対応飲食店拡充のためのセミナー開催

市内飲食店等を対象に、セミナーを企画し開催すること。当該セミナーにおいては、なお、セミナーの開催内容に関しては、事前に甲と協議のうえ決定すること。

【実施内容想定】

- ・実施回数:1回以上
- ・対象者 :市内飲食店等
- ・参加者数:70 名程度
- ・実施場所:市内ホテル等
- ・内容:
 - ・ヴィーガン等に対応した食材やメニューの紹介。
 - ・ヴィーガン等食材・メニューの展示、試食及び商談。
 - ・その他ヴィーガン等への理解及び対応の促進。

②提案事項

- ・「ア 募集」は、飲食店の募集に効果的な方法や広報媒体を提案すること。
- ・「イ 飲食店個別支援」は、ヴィーガン等対応の専門家を提案し、当該専門家がなぜ本事業の実施において適当か、経歴や類似の他事業における実績等を具体的に示すこと。また、「フルコース」「本市の特色を活かした多様な食ジャンル」「屋台営業飲食店」等、様々な営業スタイルに応じた効果的な支援方法について具体的に提案すること。あわせて、サポートツールの改訂内容及び活用の促進方法について提案すること。
- ・「ウ ヴィーガン等対応飲食店拡充のためのセミナー開催」は、セミナーの開催手法、開催を告知する広報媒体、セミナー講師及び展示・商談の場に参加する食品提供事業者について提案すること。また、これらを選定した理由を具体的に示すこと。

(3) 国内外への情報発信

①業務内容

ア Web 等によるプロモーション

ヴィーガン等の人口が多い欧米及びアジア圏並びに国内のヴィーガン等への関心が高い層をターゲットに、各種 Web 媒体や紙媒体(新聞、機内誌等を含む)、SNS インフルエンサー等を活用し、本市におけるヴィーガン等対応のプロモーションを行うこと。

イ 海外向け観光情報サイトの店舗情報記事及び動画制作

(2)①アの募集により新たに事業に参画した飲食店に関し、ヴィーガン等対応の専門家の監修を受けたうえで、本市の海外向け観光情報サイト「FUKUOKA CITY Official Tourist Guide」内の「EAT FUKUOKA」(URL <https://gofukuoka.jp/eat-fukuoka/>)に掲載する Web 記事及び動画を以下のとおり制作すること。

i) Web 記事

- ・言語 : 英語。また、内容を確認するため日本語翻訳も行うこと。
- ・テキスト: Text 形式 (Word または Excel)
- ・画像 : PNG または JPEG (1 枚あたり 5MB 以下 を 4~5 枚まで)
- ・記事中には飲食店の自社 HP や SNS (Instagram、X 等) のリンク及び所在地 (Google マップ) を掲載すること。
- ・「EAT FUKUOKA」への掲載作業は本市で行うため、サイト掲載にかかる費用は委託費に含めない。
- ・納品の様式については甲と協議すること。

ii) 動画

- ・1店舗につき 60 秒程度の YouTube 用ショート動画を制作すること。
(動画参考 <https://www.youtube.com/@EATFUKUOKA/shorts>)
- ・動画は Web 記事内に掲載するほか、SNS 等での情報発信に活用すること。また、自社 HP や SNS アカウントを保有する飲食店に対し動画の使用を促すこと。

iii) その他

Web 記事及び動画の制作及び納品は、甲と協議のうえ、(2)①ア及びイの進捗にあわせて適切な時期に行うこと。

②提案事項

- ・「ア Web 等によるプロモーション」は、単に広告の手法や回数等を示すだけではなく、当該手法等がヴィーガン等に対してどのように効果的で、関心を高めることにつながりうるかの考え方も具体的に示すこと。
あわせて、広告閲覧数等にかかる KPI を設定すること。
- ・「イ 海外向け観光情報サイトの店舗情報記事及び動画制作」は、記事及び動画作成の手順と納期を具体的に示すこと。

(4) ヴィーガン等をテーマとしたファムトリップの企画及び運営

①業務内容

本市へのヴィーガン等ツアー造成を促進するため、インバウンド向けのヴィーガン等ツアーを取り扱う旅

行会社等を対象に、本市内のヴィーガン等対応飲食店の訪問や試食、意見交換等を行程に組み入れたファムトリップを催行すること。

【実施内容想定】

- ・実施回数 : 1回以上
- ・実施時期 : 履行期間内(具体的な時期は受入施設や対象事業者の来訪時期等を踏まえ調整すること)
- ・参加事業者数: 1社以上
- ・その他 : 行程企画、招聘、各種手続き、手配、当日運営及び実施後のフォローアップを行うこと。

②提案事項

- ・ファムトリップの行程は、単に見学や試食に留まらず、参加事業者とヴィーガン等対応飲食店との意見交換の場を設ける他、ヴィーガン等旅行者の受入環境を直接確認できる機会を提供すること。また、本市へのツアーそのものが魅力なものとなるよう、本市内の観光コンテンツを体験できる行程とすること。
- ・参加事業者の選定にあたっては、訪日送客実績やヴィーガン等への影響力を考慮し、本事業の目的に適した事業者を提案すること。また、選定した理由を具体的に示すこと。

(5) その他追加提案

上記(1)～(4)の他、本事業の趣旨・目的の達成に有効な取組み事項があれば提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

(6) 効果測定・分析及び報告書作成業務

- ・本業務の効果を測定・分析し、次年度以降の施策に資する考察を行い、報告すること。特に効果測定にあたっては、ヴィーガン等対応メニューの提供数等、定量的に効果を示せる指標を設定することが望ましいが、困難な場合はヴィーガン等対応店舗に対しアンケートを実施する等、定性的な調査を実施すること。
- ・上記について事業終了時に報告書としてまとめ、提出すること。

(7) その他

- ・本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議のうえ決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

7 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を

適正に取り扱わなければならない。

また、当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。

・委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。

・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本市に帰属する。

・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成 23 年福岡市規則第 51 号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第 66 条第 2 項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、年に1回以上、原則として実地検査を行うほか、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

なお、実地検査を行うに当たっては、別添「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」により確認を行うものとする。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

別添 個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト

		課長	係長	担当者
	決 裁			

個人情報・情報資産の委託先等監督チェックリスト

このチェックリストは、契約書添付の「個人情報・情報資産取扱特記事項」の各項目に関し、委託先等において適切に実施されていることを確認するためのものです。実地検査を行う場合は、このチェックリストに基づいて、委託先等の安全管理措置状況を確認してください。

契約件名		確認者	
委託先等		補助者	

適→○ 否→× 該当なし→／

確認項目		確認結果	実施日	確認内容
1	組織体制等	① 個人情報等の管理体制を確認		
		ア. 個人情報等の取扱責任者や取り扱う担当者は明確になっているか。		
		イ. 取り扱う文書・データの種類、個人情報等の記載項目は明確にされているか。		
		② 漏えい事故等発生時の体制を確認		
		ア. 委託業者内での報告体制は明確になっているか。		
		イ. 委託業者から市への報告体制は明確になっているか。		
		③ 従事者に対する研修の実施状況を確認		
		ア. 研修資料、対象者、実施回数は適切か。		
		④ 業務の再委託は原則として認められないことを踏まえた確認		
		ア. 業務の再委託を行う場合、市からの承諾を得ているか。		
		イ. 再委託先で個人情報の取り扱いがある場合、再委託先でも同等の措置が行われることを確認しているか。		
2	作業場所、保管場所	① 個人情報等を取扱う作業場所を確認		
		ア. 個人情報等を取り扱う区域や場所を明確に定めているか。		
		イ. 入退室管理を適切に行っているか。		
		ウ. 十分なスペースが確保され、整理整頓されているか。		
		② 個人情報等の保管場所を確認		
		ア. 個人情報等の保管場所・保管方法は適切か。（個人番号が記載された書類は、施錠できる場所に保管しているか。）		
		イ. USBメモリ等の電磁的記録媒体を使用する場合、施錠できる場所に保管されているか。		
		ウ. 本契約に関係のない他の書類、電磁的記録媒体等と区分されているか。（自社のものや他契約のもの）		
		③ 個人情報を含むデータの保存場所や取り扱いの状況を確認		
		ア. 個人情報等を含むデータが、アクセス権やパスワード等により、許可された者のみが閲覧できる場所に適切に保存されているか。		
		イ. サーバーおよび端末において、修正プログラムが適切に適用され、ウイルス対策ソフトが最新状態で運用されているか。		

3	個人情報の収受、利用	①漏えい等の事故を防止するための対策を確認		
		ア.個人情報等の収受や送付について、記録等の管理が行われているか。(日時・書類名・担当者等)		
		イ.郵送時に、封入物のダブルチェックをするなど誤送付対策が適切に行われているか。		
		ウ.メール送信時には、事前に複数人で確認するなど誤送付対策が適切に行われているか。		
		エ.WEBへの公開時には、事前に複数人で確認するなど公開情報の確認等の対応を行っているか。		
		②作業場所以外への持ち出し時の安全対策を確認		
		ア.契約書等で定められた場所以外に持ち出しを行っていないか。持ち出す場合は、市に書面で承認を得ているか。		
		イ.持ち出す場合、責任者に許可をとるとともに、日時、書類・データの名称、持ち出し先、持ち出し者名などを記録しているか。		
		ウ.施錠可能なバッグを使用するなど、紛失・盗難対策を行っているか。		
		エ.USBメモリ等でデータを持ち出す場合、暗号化やパスワード設定を行っているか。		
		③業務目的以外での利用、外部提供、複製を確認		
		ア.業務以外の目的で複製や加工を行う場合、市に書面で承諾を得ているか。		
		イ.業務以外の目的外利用をする場合（自社の営業活動など）、市に書面で承諾を得ているか。		
4	返還・廃棄・消去	①個人情報の返還や廃棄が適切に行われていることを確認		
		(個人情報を市に返還する場合) ア.返還が必要な書類や電磁的記録媒体等の引き渡しを受けたか。		
		(個人情報を委託業者で廃棄・消去する場合) イ.媒体に応じて適切な方法で、復元不可能な方式により廃棄等を行った旨の証明書は提出されているか。		

【確認要領】

- ① 特記事項に基づき、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行ってください。
※委託先が遠隔地にある等の理由により現地に赴くことが難しいような事情がある場合は、例えばテレビ通話や写真等で管理の現況を確認するなど、代替方法により確実に検査を実施してください。
※確認項目1及び4については、提出された書類等の確認を持って検査に代えることもできますが、必要に応じて実地検査により確認を行ってください。
- ② 実地検査は原則として本契約の監督員が実施してください。やむを得ず監督員以外の者が実施する場合は、事前に所属長に承認を受けた者が実施してください。また、必要に応じて補助者を指名し、複数人で確認を行ってください。
- ③ 確認項目ごとに、確認結果及び実施日、確認内容を記載してください。
【確認結果】 適→○ 否→× 該当なし→／ ※業務内容により確認する必要がない項目は「該当なし」を選択
【実施日】 実地検査を行い確認した日を記載
【確認内容】 実地検査において確認した内容（適否判定の根拠）を記載
- ④ 確認結果が「否（×）」の場合は、委託先等と協議の上、改善に要する期間を定め、改善を指導してください。
また、改善結果を報告させるとともに、必要に応じて再度実地検査を実施するなどして、改善状況を確認してください。
なお、改善が確認できた場合は、確認内容欄にその旨（再確認日・改善結果）を追記してください。
- ⑤ 全ての項目の確認が終了した後、課長まで決裁のうえ、契約の一件書類に編綴してください。

※ 業務内容に応じて項目の追加が必要な場合は、適宜確認項目を追加（行を追加）して実施してください。
ただし、既存の確認項目について削除または改変する場合は、事前に情報セキュリティ統括管理者に協議が必要です。
（情報セキュリティ共通実施手順8（1）①エ）